

指定放課後等デイサービス事業所 わいわいポケット 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人城山（以下「事業者」という。）の設置経営するわいわいポケット（以下「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援の放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、障害児及び障害児の保護者に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業者はその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前三項のほか、事業者は法及び「福井市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年福井市条例第9号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 わいわいポケット
- （2） 所在地 福井市福町28-45

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人

管理者は、事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(3) 児童指導員 2人以上

放課後等デイサービス計画に基づき、利用者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、原則次のとおりとする。

(1) 営業日 月～金曜日

但し、国民の祝日、夏期・冬期休業、その他法人が定めた休業日を除く。

(2) 営業時間 (平日) 9時から18時までとする。

(学校休日) 8時30分から17時30分までとする。

但し、事業所の状況に応じて短縮することがある。

(3) サービス提供日 営業日と同じ

(4) サービス提供時間 (平日) 13時から17時30分までとする。

(学校休日) 9時から17時までとする。

但し、事業所の状況に応じて短縮することがある。

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、10人とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- 1 放課後等デイサービス計画の作成
- 2 日常生活訓練 (日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等)
- 3 集団生活適応訓練 (会話、パソコン操作等)
- 4 創作的活動 (絵画、工作、園芸等)
- 6 健康指導 (健康チェック、健康相談)
- 7 更生相談 (医療、福祉、生活の相談等)
- 8 送迎サービス

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第8条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 障害児 (知的障害 (発達障害を含む))

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 指定放課後等デイサービス事業を提供した場合の利用料の額は、市町が定める負担上限月額の範囲内において負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービス事業を提供した際は、保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費基準額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。

(1) 食事提供に要する費用 (食事の提供を受けた場合、食材費として1食400円)

(2) おやつ代 1食あたり50円

(3) その他、放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(放課後等デイサービス計画の作成等)

第10条 管理者は、児童発達支援管理責任者に放課後等デイサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

3 アセスメントに当たっては、障害児及び保護者に面接して行うものとする。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を障害児及び保護者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

- 5 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に係る会議を開催し、前項に規定する放課後等デイサービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、第 4 項に規定する放課後等デイサービス計画の原案の内容について障害児及び保護者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 7 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、放課後等デイサービス計画の変更を行うものとする。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、障害児及び保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に障害児及び保護者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 9 第 2 項から第 6 項までの規定は、第 7 項に規定する放課後等デイサービス計画の変更について準用する

（通常の事業の実施地域）

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

福井市全域

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 1 2 条 サービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行使その他の障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 1 3 条 事業所の職員は、指定放課後等デイサービス事業の提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、速やかに都道府県、市町、当該障害児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第 1 4 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業者はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(衛生管理等)

第17条 事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策の強化)

- 第19条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備等の必要な措置を講じ、職員に周知するものとする。

(苦情解決)

- 第20条 事業者は提供した指定放課後等デイサービス事業に関する障害児及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業者は、提供した指定放課後等デイサービス事業に関し、法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び障害児及びその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

- 第21条 事業者は、その業務上知り得た障害児及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た障害児及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児及びその家族に関する情報を提供する際は、障害児及びその家族に同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、職員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年間研修計画に基づく

2 事業者は、障害児に関するサービス、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

3 事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 放課後等デイサービス計画

(2) サービスの内容等の記録

(3) 市町への通知に係る記録

(4) 身体拘束等に係る記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人城山と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

令和7年4月1日改正、施行。